

情報

国民健康保険のお知らせ
高齢受給者証(うぐいす色)・限度額適用認定証について

■新しい受給者証(うぐいす色)は、7月未までに郵送します
 8月1日(休)以降に医療機関にかかるときは、必ず保険証とともに新しい受給者証を提示してください。

対国民健康保険に加入している70～74歳の人
 ※新たに70歳になる人は、誕生日の翌月1日から、1日生まれの人は当月から使用可
 ※令和2年8月から保険証と受給者証を一体化予定
医療費の負担割合区分

対象	負担
現役並み所得者以外	2割
現役並み所得者(※)	3割

(※) 同世帯に70歳～74歳の国民健康保険被保険者で、住民税課税所得が145万円以上の人がある場合、次のような世帯は申請により3割の負担割合が2割になります。
 ▶1人世帯：本人の収入金額が383万円未満の場合
 ▶2人世帯以上：収入の合計金額が520万円未満の場合
 (上記世帯は、高齢受給者証対象者の人数です)

※収入：必要経費などを差し引く前の金額

■限度額適用認定証について

限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、窓口負担額(入院・外来別)が自己負担限度額で済みます。交付には、市役所窓口(保険年金課国保係)での申請手続きが必要です。

※詳細は市ホームページ

対国民健康保険税の滞納のない人で、①70歳未満の人
 ②70歳～74歳で非課税世帯の人③70歳～74歳で現役並み所得者のうち課税所得が145万円以上690万円未満の人

※国民健康保険以外の人は、加入している医療保険にお問い合わせください

対印鑑、被保険者証、マイナンバーカード(または通知カード)

問保険年金課 ☎ 983・2604

情報

8月から利用する介護保険負担割合証(りんどう色)を7月中旬に発送します

利用者負担割合は、所得に応じて1～3割となります。

被保険者本人の住民税課税状況	被保険者本人の合計所得金額	同世帯内の第1号被保険者(65歳以上)の年金収入+その他の合計所得金額の合計額	利用者負担割合
非課税者			1割
課税者	160万円未満		1割
	160万円以上	2人以上:346万円未満 本人のみ:280万円未満	1割
		2人以上:346万円以上 本人のみ:280万円以上	2割
220万円以上	2人以上:463万円以上 本人のみ:340万円以上	3割	

合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や扶養控除、医療費控除等の控除をする前の所得金額

※第2号被保険者(65歳未満)、または生活保護を受給している人などは一律1割負担

対▶要介護(支援)認定を受けている人

▶三島市総合事業の事業対象者

問介護保険課 ☎ 983・2607

情報

国民健康保険加入者を対象に
医療費通知書を発送します

医療費通知書は医療費全体額をお知らせするものです。この通知書は確定申告の医療費控除申告手続きに使用できます。(医療機関などの欄が明記されていないものは領収書が必要)

※再発行はできません。確定申告に使用する人は、大切に保管してください。

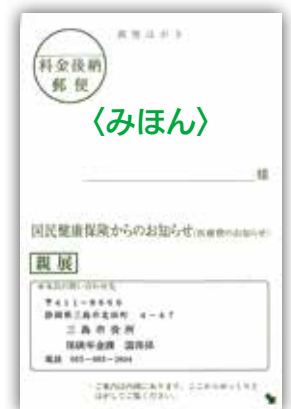
8月上旬発送の医療通知 1～2月診療分(2カ月分)

※以降2カ月分ごとに

8月下旬、10月上旬、11月上旬、令和2年1月上旬、3月上旬に郵送予定

対国民健康保険加入者で今年の1月以降に医療機関などを受診した人

問保険年金課 ☎ 983・2604



情報

水害・土砂災害は、新たに5段階の「警戒レベル」で避難のタイミングをお知らせ
警戒レベル「3」では高齢者などが避難開始、「4」で全員避難！

洪水・土砂災害により甚大な被害が発生した「平成30年7月豪雨（西日本豪雨災害）」を受け、国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されました。

今後、「避難勧告」などの避難情報を発令する場合は、5段階の警戒レベルとあわせてお知らせします。危険度に応じた避難行動をとり、命を守りましょう。

閩危機管理課 ☎ 983・2650

危険度	警戒レベル	避難情報など	とるべき行動	
↑ 高	警戒レベル 5	災害発生情報	命を守る行動	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとってください。
	警戒レベル 4	○避難指示（緊急）※ ○避難勧告	避難	極めて危険です。指定緊急避難場所か安全な場所に避難してください。
	警戒レベル 3	○避難準備・高齢者等避難開始	高齢者などは避難 他の住民は避難準備	避難に時間のかかる要配慮者（高齢者、障がい者など）は避難してください。
	警戒レベル 2	気象庁が発表	避難行動の確認	避難に備え、避難場所や避難経路など自らの避難行動を確認してください。
	警戒レベル 1		心構えを高める	防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください。

※「避難指示（緊急）」は、地域の状況に応じて①緊急的に避難の指示を出す場合や、②重ねて避難を促す場合などに発令するもので、必ず発令するものではありません。

「避難勧告」が発令されたら、「**避難指示（緊急）**」を待たずに速やかに避難を開始してください。

地震防災対策
もお忘れなく！

静岡県・三島市・函南町

9月1日 総合防災訓練を見学しませんか

6月に最大震度6強を記録した山形県沖を震源とする地震も記憶に新しいところですが、9月1日の防災の日には、県や函南町と合同で行う総合防災訓練があります。

三島市会場には、一般市民も参加できる体験コーナーも多数あります。この機会に地震対策について改めて考えてみませんか。

時 9月1日(日)午前8時30分～正午

場 南二日町広場、保健センターほか

※駐車場はありません。

☑大迫力の救出訓練、自衛隊による炊き出し（試食あり）、緊急車両展示（乗車体験）、スモークハウス体験、AED講習など

※景品がもらえるスタンプラリーを実施



▲炊き出しは、おいしく
できてるかな？



▲AEDの使い方は
知ってる？

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ